

葬祭事業者各位

川崎市健康福祉局長 北 篤彦
(公 印 省 略)

葬祭場売店業務見直しのお知らせ

1 飲み物等の提供方法の見直し

これまで、休憩室、式場利用者に対して、一定のサービス料を徴収しながら、「お茶」「おしぼり」の提供を行ってまいりましたが、サービス料徴収に対する課題等もあることから、提供方法について見直すことといたしました。

【従来の対応】

利用形態	飲み物等の提供方法
式場(通夜)	・酒類・飲料(瓶・缶)の販売 (※コップ類は、仕出し業者による持ち込み対応) ・自動販売機の利用
式場(遺族控室)	・茶器(ポット・急須・湯呑)によるお茶の提供 ・おしぼりの提供 ・自動販売機の利用
休憩室	・茶器(ポット・急須・湯呑)によるお茶の提供 ・酒類・飲料(瓶・缶)の販売 ・飲料注文時のガラスコップ等による提供 ・自動販売機の利用

【見直し後の対応】

利用形態	飲み物等の提供方法
式場(通夜)	・酒類・飲料(瓶・缶)の販売 (※コップ類は、仕出し業者による持ち込み対応) ・自動販売機の利用
式場(遺族控室)	・ <u>使い捨てコップ・お茶ティーパックの販売</u> ・ <u>給湯室備付けのポットをセルフサービスにて御利用頂けます。</u> <u>(利用後の片付けをお願いします。)</u> ・自動販売機の利用
休憩室	・酒類・飲料(瓶・缶)の販売 ・飲料注文時の <u>使い捨てコップによる提供</u> ・ <u>使い捨てコップ・お茶ティーパックの販売</u> ・ <u>給湯室備付けのポットをセルフサービスにて御利用頂けます。</u> <u>(利用後の片付けをお願いします。)</u> ・自動販売機の利用

(裏面あり)

- 遺族控室、休憩室での茶器(ポット・急須・湯呑)によるお茶の提供、おしぼりの提供は廃止となりますので、従来のサービス料の徴収は無くなります。
- 茶器による「お茶」提供廃止に伴い、新たに使い捨てコップ、お茶ティーパックを販売します。
- 御注文頂いた、酒類・飲料についての各室への準備は、引き続き売店職員が対応いたします。
- 遺族控室、休憩室では、給湯室備付けのポットをセルフサービスにて御利用頂けます。
(利用後は元の場所に片付けをお願いします。)

2 実施日

令和2年4月1日から

健康福祉局保健所生活衛生課

担当 芦川・押部・蛭田

電話 044-200-0457